

# 北海道教育大学不正行為等防止計画推進本部要項

制 定 平成 28 年 2 月 3 日

(趣旨)

第 1 条 北海道教育大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規則(平成 18 年規則第 51 号)第 16 条の規定に基づき、北海道教育大学不正行為等防止計画推進本部(以下「推進本部」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 本学に、研究活動に係る不正行為等の防止及び研究インテグリティの確保を推進するため、推進本部を設置する。

(組織)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 各校キャンパス長
- (3) 教職大学院長
- (4) 学校臨床心理専攻長
- (5) 共同学校教育学専攻長
- (6) 事務局長
- (7) その他統括管理責任者が必要と認めた者

(業務)

第 4 条 推進本部は、研究活動に係る次の業務を行う。

- (1) 不正防止計画の企画・立案・実施状況の確認及び報告
- (2) 研究者行動規範の周知
- (3) 研究費の管理・執行等に関するマニュアルの作成及び周知
- (4) 研究費の管理・執行等に関するモニタリングの実施
- (5) 研究インテグリティの確保に関すること
- (6) その他研究活動に係る不正行為等に関すること

(不正行為等防止計画推進本部会議)

第 5 条 推進本部は、前条に掲げる事項を協議するため、不正行為等防止計画推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を置くことができる。

- 2 推進本部会議は、第 2 条に定める者で組織する。
- 3 推進本部会議に議長を置き、統括管理責任者をもって充てる。
- 4 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を推進本部会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 推進本部に関する庶務は、教育研究支援部連携推進課が行う。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、統括管理責任者が別に定める。

附 則(平成 28 年 2 月 3 日)

- 1 この要項は、平成 28 年 2 月 3 日から施行する。
- 2 不正行為等防止計画推進本部の設置について(平成 19 年 10 月 9 日学長裁定)は廃

止する。

附 則(令和2年2月18日)

この要項は、令和2年2月18日から施行する。

附 則(令和5年2月10日)

この要項は、令和5年2月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和7年2月19日)

この要項は、令和7年2月19日から施行する。ただし、改正後の第3条第1項第5号の規定は、令和7年4月1日から、改正後の第3条第1項第7号の規定は、令和6年4月1日から適用する。